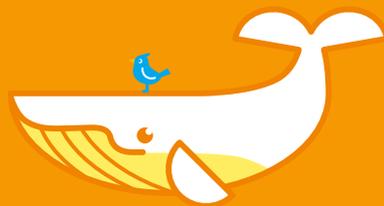




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2023年
Vol.27



特集 適切な後見人とは

権利擁護支援シンポジウム「いま、成年後見人について考える
～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～」を終えて



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

適切な後見人等の選任・交代の推進に関する家庭裁判所の取組

最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課長

【所属】 最高裁判所 事務総局 家庭局

むか かのり ひと
向井 宣人

【略歴】 平成15年10月 神戸地方裁判所判事補
令和2年4月 東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事
令和2年10月 司法研修所教官
令和4年8月～ 最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課長



1 後見人等の選任イメージについて

(1) 後見人等の選任イメージ共有の必要性

第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「第二期計画」という。)では、適切な後見人の選任・交代の推進のためには地域の連携協力体制が基盤となることが示されていますが、実際の運用の中で適切な後見人等の選任・交代を進めていくためには、各地域に、多様な主体が後見事務の担い手として存在している必要があるとともに、後見人等候補者の的確な推薦や課題解決後の交代等の想定ができる体制が整備されていること(地域づくり)が重要になります。そして、担い手の育成や適切な候補者の選定のためには、地域の関係者間で後見人等の選任イメージが共有されていることが必要です。そこで、まず、この点について御説明します。

(2) 各担い手の一般的な特徴や選任の在り方等について

第二期計画において、家庭裁判所には、「市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、専門職監督人による支援を検討する」ことが期待されています。

もちろん、後見人等の選任は個別の事案に応じた裁判官の判断事項であって、以上の記載が家庭裁判所の判断を拘束するものではありませんが、それぞれの担い手の特徴や選任の在り方等については、一般的には次のように考えられます。

(ア) 親族等や市民後見人について

身近な立場から本人を支援できる人(本人との間で既に継続的な信頼関係を構築している親族や知人・友人等)には、一般的に、本人の意思や身上面のニーズを十分に汲み取ることが期待されます。

また、市民後見人には、本人に寄り添い、コミュニケーションを大切にしながら、市民感覚を活かしたきめ細やかな後見事務を行うことが一般的に期待されています。

そこで、候補者の意欲・能力・適性に照らし、少なくとも中核機関等による継続的な支援又は専門職による支援が得られれば本人のニーズや課題に対応できると認められる場合には、親族等の候補者や市民後見人を選任することが望ましいと考えられます。

(イ) 専門職について

専門職には、専門的な知識を活かし、また、職業倫理に根差した安定した後見事務の遂行が望まれます。①そもそも親族等の候補者がいない場合や、②親族間の対立や紛争があるため、紛争拡大防止の観点から親族等の候補者を選任することが相当でない場合、



家庭裁判所キャラクター かーくん



③本人のニーズや課題の専門性が高く、中核機関等や専門職の支援を受けても親族等がこれらに対応することができない場合等が専門職の関与が期待される典型的なケースと考えられます。

また、就任直後は長期にわたり得る後見事務の安定性を確保するための基盤を形成する重要な局面であるため、専門職の知見等を活かした活動が期待される部分は大きいといえます。

(ウ) 法人後見について

法人後見については、第二期計画で、「制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある」とされています。

法人を選任するか否かの判断に際しては、複数の事情を考慮することになり、一義的・統一的な基準を示すことはできません。もっとも、法人後見の実績が比較的多い家庭裁判所に、選任の際の一般的な考慮要素を聴取したところ、①事業の種類及び内容、②財務基盤、③後見事務を遂行する能力、④本人との利害関係といった項目が挙げられました。

(エ) 以上の説明は、あくまでも一般的な特徴や選任の在り方等を示したものにすぎません。したがって、各家庭裁判所の運用上の指針や基準となるものではなく、裁判官の判断を拘束するものでもありませんが、各地域において、後見人等のイメージを共有し、相互理解を深めつつ、適切な後見人の選任・交代を図るための取組を進めるに当たって参考にいただければと考えています。

2 適切な後見人等の選任・交代に向けた地域づくりについて

(1) 地域づくりの基盤

適切な後見人の選任・交代を進めるための地域づくりに必要な基盤は、①担い手の確保・育成、②受任者調整の仕組みの整備、③専門職から市民後見人等へのリレーのための体制の確保であると考えられます。

(2) 担い手の確保・育成

最高裁家庭局が公表している「成年後見関係事件の概況—令和4年1月～12月—」によると、そもそも親族が後見人等の候補者となっている事件は全体の23.1%にすぎません。専門職後見人の給源には限りがあること、今後、中核機関の整備が進むのに伴い、地域における権利擁護支援の潜在的なニーズが把握されるようになると考えられること、認知症高齢者の増加が見込まれること等に照らしても、担い手の確保は喫緊の課題といえます(なお、担い手の確保・育成等の推進は、第二期計画においても、「優先して取り組む事項」とされています。)

(3) 受任者調整

第二期計画においては、受任者調整は権利擁護支援チームの形成支援の観点から行われるものと整理され、受任者調整の際に将来的な後見人等の交代も含めた初期方針を検討することが想定されています。後見人の選任は家庭裁判所が事案に応じて判断するものですが、受任者調整のプロセスが適切に履践されることによって、本人の意思、特性や生活状況等に合わせた適切な後見人の選任が可能となるにとどまらず、適切なチーム支援や後見人等の交代の実現につながります。

(4) 専門職から市民後見人等へのリレーのための体制の確保

第二期計画において、市民後見人等へのリレーを円滑に行うためには、受任者調整の仕組みだけでなく、関係機関同士が適時・適切に連絡できる仕組みの構築も必要であるとされています。当初の課題が解決する等、後見事務について安定的な基盤が形成された後は、親族等後見人や市民後見人へのリレーが相当な場合もあるでしょう。



③ 地域づくりに関する家庭裁判所の取組

(1) 各地の取組

こうした地域づくりのために、各地の家庭裁判所が行っている取組を紹介します。ただし、御紹介する取組は各地の家庭裁判所が地域の実情に応じて行っているもので、全国的に実施しているものではありませんし、どこの地域でも実施可能な取組であるという趣旨ではありませんので、御注意ください。

(2) 担い手の確保・育成に関する取組

家庭裁判所は、市民後見人の育成・活躍に向けて自治体と連携し、研修プログラム策定への協力や市民後見人養成研修への講師派遣等を行っています。法人後見に関しては、自治体等が主催する法人向けの研修会の周知への協力や法人の内部で実際に後見事務を行う職員に対する研修への講師派遣等を行っています。

市民後見人につきましては、権利擁護支援のいわば伝道師として地域づくりに関わっていく存在として、担い手としてのみならず、地域共生社会の実現への寄与も期待されています。家庭裁判所の立場では、まずは市民後見人にふさわしい事案で、後見人として活躍できるように取り組むことが必要であると考えております。また、家庭裁判所が関係機関と相互理解を深め、適切に連携を図る観点からも、市民後見人の活躍に向けた取組は重要であると考えています。

(3) 受任者調整に関する取組

受任者調整会議は、申立前からの福祉的な支援と申立後の司法判断をつなぐ役割が期待される仕組みですが、その仕組みが十分に機能するためには、家庭裁判所と福祉・行政との間で選任イメージ等を共有するとともに、相互理解を深めることが必要不可欠です。

この点については、市民後見人に係る選任に当たっての考慮要素・選任形態について、中核機関等と認識共有を図っている家庭裁判所もありますし、市民後見人が一定程度活躍している地域においては、市民後見人の選任を拡充する方向で自治体との協議を行っているところもあります。法人を選択肢とする受任者調整に役立ててもらうため、中核機関等に対し、候補者となり得る法人(同意の得られたものに限る)の一覧を、後見人等の選任イメージに係る資料とともに、情報提供しているところもあります。このように、地域の実情に応じて、関係機関との間での認識共有を図っています。

(4) 市民後見人等へのリレーに関する取組

関係機関同士の情報共有の在り方や具体的な事務フローについて検討したり、どのような事案がリレーに適しているかについて認識の共有を図る等の取組を行っている家庭裁判所や、関係機関と市民後見人等へのリレーを促進するための協議を行っている家庭裁判所があります。また、専門職団体を通じて、後見人等を受任中の専門職に対し、市民後見人へのリレーが相当とされる事案がどの程度あるかのアンケート調査を行った例もあります。

④ まとめ

適切な後見人の選任・交代は第二期計画の下でも課題とされており、家庭裁判所としては引き続き様々な取組を行ってまいります。いずれの取組も家庭裁判所単独で実現できるものではありません。各関係機関が問題意識を共有し、相互理解を深めながら、連携を図っていくことが必要であると考えています。

専門職を始めとする関係機関の皆さまにおかれましても、引き続き、適切な選任・交代の実践に向けて共に歩んでいただけますと幸いです。



特集

II
Legal Support

「本人のため」の受任者調整 (マッチング)について考える

豊田市 福祉部 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長

あん どう とおる
安藤 亨



【略歴】

2009年豊田市役所入庁。2014年障がい福祉課、2017年福祉総合相談課、2020～2022年9月厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室係長を経て、2022年10月豊田市復職。2023年4月より現職。豊田市では、高齢者・障がいの権利擁護支援関係業務、豊田市の包括的支援体制づくりなどに従事。

【著作物】

安藤亨(2018)「豊田市のケーススタディを通じた市長申立ての現状と課題」/実践成年後見No.76
安藤亨ほか(2019)「愛知県豊田市 地域共生社会に向けた中核機関の整備と法福連携による相談・申立支援の充実」/自治体法務研究
安藤亨(2023)「豊田市における重層的支援体制整備事業等と高齢者虐待防止についての一考」/高齢者虐待防止研究

受任者調整(マッチング)や候補者の推薦は、誰のためのものなのでしょうか。この問いの答えは、「被後見人となる本人のためのもの」であります。そして、権利擁護支援の地域連携ネットワークに関わる皆がこの答えを基点として共有することで、適切な後見人等の選任への一歩目につながります。

本年3月開催の令和4年度権利擁護支援シンポジウムにおいて、私が伝えたかったことは上記に収斂されるのですが、これではやや言葉足らずかもしれません。また、この「受任者調整」という成年後見制度利用促進施策特有の事項は、第一期の成年後見制度利用促進基本計画(以下、「基本計画」といいます。)が閣議決定されてから6年以上経過しますが、いまだなお、多くの関係者に正しい理解が得られていないのではないかとも思慮されます。そこで、今回、私がシンポジウムで伝えたかったことについて、改めて皆様と共有させていただくとともに、さらに深める機会にさせていただければ幸いです。

01 包括的な支援の中で受任者調整を捉える

まず、成年後見制度を利用する人はどういう状態の方なのか、そこから改めて確認してみたいと思います。これについて、類型ごとに民法に規定¹されていますが、例えば、「認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方」とお伝えすれば、必ずしも法律に明らなわけではない私たちにも理解しやすい言葉となります。

さて、こうした方々の生活を考えてみたときに、果たして成年後見制度だけで、その人らしい生活を営むことができるのでしょうか。このことを考えるにあたり、まず前提としておかなければならないのが、認知症や知的障害、精神障害などがある方たちは、決して何もできない人ではないということです。例えば、裁縫などの趣味や地域活動に取り組まれる方もいますし、料理や掃除などをおひとりですられる方もいます。もちろん、就労されている方も多くいます。

そうした中で、日常生活動作(ADL)が低下するなどした際は、ヘルパーやデイサービスといった介護保険や障害福祉サービスを必要な分だけ利用することがあります。そして、債務や相続などの対応、年金から不動産までの広範囲にわたる財産の管理や、福祉や医療サービスの契約手続きといった本人だけでは難しい課題が生じた場合に、成年後見制度を利用しようとするようになります。

つまり、本人の生活は、その人の能力や生きがいなどが前提として存在し、その上で必要とされる制度や事業、サービスなどを利用して、継続されていくものであるといえます。言い換えれば、これは第一期基本計画以前に後見人等を苦しめていたことにも関係しますが、成年後見制度だけ、後見人等だけでは、ほとんどの場合、本人が望む

¹ 民法第7条(後見開始の審判)、第11条(保佐開始の審判)、第15条(補助開始の審判)

生活を達成できませんし、本人の生活で支障となる課題のすべてを解消することも難しいといえます。

こうした前提を共有した上で、受任者調整について改めて考えてみると、受任者調整は、成年後見制度を適切に利用する中の一過程にしかすぎませんし、さらに成年後見制度の利用自体も、本人から見れば、生活に必要な制度や事業、サービスなどの一つでしかありません。

これらのことから、本人の権利擁護支援として成年後見制度を利用するにあたっては、本人の能力や生きがい、また価値観や選好はどうか、家庭や支援体制などの環境はどうかなど多面的に本人の状況や状態を捉えた上で、成年後見制度をどう利用できるのかについて考えることが極めて重要であるといえます。そのため、本人の状況等に対して、求められる役割を果たすことができる後見人等の受任者調整を適切に実施しようとするならば、後見のことを考えているだけでは十分とはいえません。相談から、本人を支える権利擁護支援チームの形成、自立までを一連の流れとして進めることが大切なのではないでしょうか。

現在、市町村には、平成29(2017)年の通常国会で成立した改正社会福祉法により、地域づくり、相談支援及び多機関協働からなる包括的な支援を行うことができる体制の整備が求められています(第106条の3)。これまで述べたことを踏まえれば、こうした社会福祉全体の支援の中で受任者調整を捉えられるかどうか、これが受任者調整を本人のためのものにする上で重要なポイントになるといえます。

02 受任者調整から権利擁護支援チームの形成支援へ

第一期基本計画では、「家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定…(略)」、「中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう…(略)」といった記述²がありました。このこともあり、地域によっては、中核機関が全ての個別ケースで受任者調整を行わなければいけないのか、または裁判所事務の下請けや代替をさせられるのではないかと誤解したところもあったと聞いています。

こうした状況もあったため、成年後見制度利用促進専門家会議で行われた第二期基本計画に向けた議論では、「支援」は必要なケースにおいて必要な範囲で行うべきであることや、家庭裁判所が成年後見制度を「運用」する役割であることを踏まえた上で、「支援」と「運用」の2つの機能が適切に連携して取り組むことが重要であると確認されました。

その後閣議決定された第二期基本計画では、成年後見制度の利用による支援に限らない権利擁護支援を行うという考え方を踏まえ、受任者調整を含む機能の名称として、「権利擁護支援チームの形成支援」という語句が用いられています。受任者調整から権利擁護支援チームの形成支援へ。この第一期基本計画から第二期基本計画の変化を意識しておくことも、受任者調整を本人のためのものにする上で非常に重要なポイントになります。

これまで「受任者調整」として関係者の中で共有されてきたプロセスですが、第一期基本計画においても、「…(略)中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。」³と、かねてより権利擁護支援チームの形成支援の観点を含んでいたことがわかります。元々あった考え方について、第二期基本計画では、この点を明白にしたということになります。

具体的には、関係者で検討した権利擁護支援の方針を基に、対応すべき課題と後見人等に求められる役割、類型や必要となる同意・代理行為、把握可能な範囲内の収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の後見人等の交代の方向性(専門職後見人から市民後見人への交代など)などの確認や、必要に応じた支援方針の調整を行うことが示されました⁴。さらに、第二期基本計画では、関係機関の連携により、必要に応じ、後見人等の候補者と選任形態(複数後見など)の検討を行い、併せて、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担を行うことまでもが想定されています。

つまり、権利擁護支援チームの形成支援とは、中核機関が専門職などと連携して、権利擁護支援の方針の検討を行うとともに、権利擁護支援チーム体制づくりの一環として、申立て方法や受任者の調整などをしていくことを示しています。そのため、各地域で取り組まれる受任者調整会議や候補者検討会での検討にあたっては、受任者調整という検討の過程を通じて、本人を支えるチームを形づくっていくことを意識し進めることが重要であるといえます。

03 豊田市における権利擁護支援チームの形成支援に関する取組について



▲ 豊田市成年後見支援センター定例会の様子

ここからは、これまで述べた考え方に対し、豊田市ではどのような取組を進めているのかについて、権利擁護支援チームの形成支援、受任者調整の観点を中心にお伝えしたいと思います。

まず、豊田市では、毎月1回、成年後見支援センター定例会を開催しています。この会では、弁護士、司法書士、社会福祉士、豊田市成年後見支援センター(中核機関)の職員及び豊田市福祉総合相談課(中核機関、高齢者・障害者の市町村長申立て担当課、重層的支援体制

整備事業の多機関協働事業者)の職員が集まり、①相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認、②後見人支援の進捗状況や対応の方向性の確認、③各参加者間での情報交換等、④専門職、市民後見及び法人後見の候補者調整(受任調整会議)を実施しています。

つまり、この会は、相談段階の案件から受任者調整や後見人支援として関わる案件まで、成年後見支援センターに集約されるすべてのケースについて、多職種の関係者間で確認・検討する場になっているといえます。

また、受任者調整について、豊田市では、市長申立て案件だけ、法人受任の適否だけでなく、相談の段階から成年後見支援センターや豊田市福祉総合相談課が集約してきた本人に関する情報を基に、本人にとってふさわしい後見人はどういった主体なのかについて検討しています。それだけでなく、本人に生じている課題から、現時点では市民後見人が受任することは難しい場合でも、どういう状態になったら市民後見人にリレーすることが可能か、また、成年後見制度では対応できない課題については、どの支援者・機関がどこまでどう関わることができそうかなども協議し、本人を支えるチーム体制の構築や多機関協働を意識した形で話し合いを進めています。

そして、成年後見支援センター定例会の概ね1週間後には、「リーガル勉強会」が開催されます。豊田市内を中心にしたリーガルサポートの会員、豊田市成年後見支援センター及び豊田市福祉総合相談課の職員が参加するこの会では、前週の受任調整会議で「司法書士が適任」となった案件について、リーガルサポートの会員に対し、支援方針の説明や、司法書士である後見人等に求められる役割、後見人支援の内容、市民後見人へのリレーのタイミングなどの共有を行い、適切な候補者調整を進めています。

中核機関の立場からすると、相談支援を通じて、本人の意向に基づく支援方針を立てたり、支援のチーム体制を調整することができたとしても、それを踏まえた候補者が調整されないと意味がありません。また、専門職からしても、本人のための支援という前提はあるものの、支援体制などを直接確認し、安心して候補者になりたいと考えます。このような双方の考えが一致しているからこそ、この会が有効に機能していると感じています。



▲ リーガル勉強会の様子

² 第一期成年後見制度利用促進基本計画(2017)／p.13 ³ 第一期成年後見制度利用促進基本計画(2017)／p.13

⁴ 第二期成年後見制度利用促進基本計画(2022)／p.31-32

04 さいごに

これまで述べたこと以外にも、本人のための受任者調整とするためには必要なことが幾つかあると考えています。

まず、後見人等となる主体の多様性とボリュームがなければ、本人にふさわしい後見人等を考えることはできません。そのため、「担い手の育成」の取組と受任者調整は切っても切り離せない関係といえます。私たちの地域は専門職が多くいるから大丈夫、社協が法人後見を実施しているから市民後見までは不要などということではなく、都道府県が進める担い手育成の仕組みと市町村の取組が重なり合いながら、後見人等となる多様な主体が豊かに存在する地域を数多く増やしていくことが望まれます。

成年後見制度利用支援事業（報酬助成の仕組み）も、受任者調整と関係が深い取組になります。ややもすれば、成年後見制度利用支援事業の充実が求められているのは、専門職が報酬を確実に貰いたいからであるとばかり捉えられがちです。しかし、本稿の冒頭に述べたように、この施策の中心は本人です。この視点からみれば、本人がたとえ低所得であったとしても、抱える課題に対して、適切に解決へ導くことのできる専門性を有した後見人等が選任されるようにすることが重要であり、そのために当該事業の充実が必要になると考えられるはずです。

また、いくら行政や福祉、専門職側が本人のための受任者調整の仕組みを整えたとしても、実際に後見人等を選任する家庭裁判所がこの仕組みを理解してくれなければ、本人にふさわしい後見人等の選任にはつながりません。家庭裁判所が受任者調整会議などに直接出席することは難しいと思慮しますが、少なくとも、こういった検討プロセスや調整を経て、この候補者が家庭裁判所に届いてくるのかを理解してもらうことが必要だと思います。そのためにも行政や中核機関から家庭裁判所に対して、この観点からのコミュニケーションが大切になります。

以上、これらの取組も併せて、成年後見制度利用促進・権利擁護支援に対して、地域全体で総合的に取り組むことができれば、本人のための受任者調整がより多くの地域で進むものと考えています。

そして、現在、国では、成年後見制度の見直しに向けた検討が進められています。この一つには、本人にとって適切な時機に必要な範囲で利用できる制度にできないかといった論点が挙げられているとの認識です。

今、私たちが各地域で取り組んでいる「本人のため」の受任者調整は、本人の能力や課題等を捉えて、他の支援策も併せてどういった形で成年後見制度を利用し、どういった形のチームで支えるかを考える支援です。この支援で行っていることや、この仕組みが成熟することで、より本人のために成年後見制度の利用の必要性やタイミングを判断することができるようになって考えられます。私たちが今取り組んでいることは、適時適切な範囲で利用できる新しい成年後見制度になった際に、この制度が本人のための制度として適切に機能することにつながるのではないのでしょうか。

「本人のため」の受任者調整は、現に権利擁護支援を必要としている住民はもちろんのこと、近い将来、権利擁護支援として新たな制度を利用する必要がある住民までを含み、私たちが暮らす地域での持続可能な権利擁護支援に影響をもたらす重要な取組であることを最後に皆様と共有しておきたいと思います。

お問い合わせ ▶ 豊田市福祉部福祉総合相談課 **0565-34-6791**

豊田市成年後見支援センター
ホームページ
<https://toyota-koken.jp/>



豊田市成年後見支援センター
Instagram
toyota_koken



特集

III
Legal Support

適切な後見人等の選任・交代と 担い手の確保・育成の推進について

～リーガルサポートの取組の紹介も含めて～

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
利用促進法対応委員会 委員長

ほし もと けん じ
橋本 健司



【略歴】

1990年 慶応義塾大学法学部法律学科 卒業
1994年 神奈川県司法書士会(横須賀支部) 登録
2000年 社団法人成年後見センター・リーガルサポート 入会
2013年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部 支部長
2019年 神奈川県司法書士会横須賀支部 支部長
2020年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部 相談役

【現在の公職等】

横須賀市 社会福祉審議会
福祉専門分科会 委員
横須賀市 介護保険運営協議会 委員長
横須賀市 よこすか市民後見人等
運営事業推進会議 委員長
一般社団法人 日本成年後見法学会 理事

1. はじめに

2000(平成12)年4月に成年後見制度が施行されてから23年が経過しました。その後、2016(平成28)年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行、翌2017(平成29)年3月に第一期成年後見制度利用促進基本計画、2022(令和4)年3月に第二期基本計画(以下「第二期計画」という。)が閣議決定され、その施策についてはさまざまなところで検討がなされています。

今般、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「当法人」という。)では、この第二期計画の一つである「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」における「適切な後見人等の選任・交代の推進等」(13頁)に焦点をあてたシンポジウムを開催しました。

基調講演1「適切な後見人等の選任・交代の推進に関する家庭裁判所の取組」(最高裁判所事務総局家庭局第二課長 向井宣人氏)

基調講演2「適切な後見人等の選任・交代及び担い手の確保・育成の推進に関する厚生労働省の取組」(厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室室長 松崎俊久氏)

基調講演3「中核機関における権利擁護支援チームの形成支援の取組」(豊田市福祉部福祉総合相談課 権利擁護支援担当主任主査 安藤亨氏、豊田市成年後見支援センター主査 今井末果氏)

以上の基調講演を受けてパネルディスカッションでは、愛知県豊田市、大阪市、宮崎県児湯郡内連携地域、横浜市など各地域の取組と課題についての報告を受け、現在取組を行っている若しくは今後取組を検討している他地域への情報共有を目的としました。



パネルディスカッションでは、適切な後見人等の候補者を推薦する仕組みについて、中核機関における

- ①基本的な考え方と取組み、候補者を推薦する仕組み
- ②候補者を推薦する仕組みの構築の効果と課題
- ③後見人等の柔軟な交代、担い手の確保・育成の推進
- ④適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成に関連して、権利擁護支援全体の課題を取り上げました。

本稿では、パネルディスカッションでは取り上げきれなかった点や当法人の取組みについて、追補・再考します。

2. テーマ① 基本的な考え方と取組み、候補者を推薦する仕組み

各地域における「適切な後見人等の選任に向けた取組み(受任者調整会議等の設置)」においては、例えば、法人後見による受任を検討する過程を経て、本人にふさわしい後見人の候補者を検討するようになった地域(愛知県豊田市)や、市長申立案件に絞って取り組まれている地域(大阪市)、本人に必要な支援と後見人の専門性のミスマッチの対応策として取組みを始めた地域(宮崎県児湯郡)など、各地域の実情に合わせて取り組まれていることが報告されました。



報告を受けた地域に共通しているのは、権利擁護支援においては、その地域における実情を把握することでわかる課題を抽出・検討し、そこから地域の状況に合わせた活動理念が生まれ、その後の取組みに地域独自の工夫がなされているということです。

私の地元の横須賀市においても、当初、受任者調整会議においては市長申立てかつ後見類型の案件を想定して市民後見人候補者の検討をしていましたが、事例・経験を重ねることで、親族申立てや後見類型以外の案件においても市民後見人を候補者として推薦するようになりました。

横須賀市の体制整備に当初から関わらせていただきましたが、事業開始から今の体制を整えたとしたら実際よりも遅れていたことと思います。地元の状況や需要を把握検討した上で、その時点で可能な範囲から始動することが、はじめの第一歩であり、その後検討を重ねながら実績と経験を積むことで、より充実した体制が整備されていくことになります。

ところで、権利擁護支援の中心となる中核機関及び権利擁護センター等の体制の整備が各地域において進められていますが、当法人では、その立ち上げから関わることや、整備後においても各種の委員会や受任者調整会議の構成員への推薦依頼に対応しています。また、当法人が全国組織として把握した各地域の活動状況は、会員の各地域における権利擁護支援活動の参考となるよう情報提供しています。

3. 後見人等の受任候補者を推薦する仕組みの効果と課題

報告された地域における後見人等候補者の検討資料であるアセスメントシート(「ケース概要書シート」など呼称は様々)は、共通した項目が多いようですが、特に市民後見人の受任調整に活用されている地域では、それぞれの地域における市民後見人に対する理念に沿った検討項目があることに特徴がみられます(大阪市)。

特に後見人等候補者に市民後見人を推薦することが見込まれる案件では、地域独自に市民後見人の受任のための必須要件や予想される課題などが検討されるようになっていたり、また就任後に予定される事務についても、その緊急性を含めてチェック項目が詳細に書かれています。この点についても、市民後見人が受任する案件の可否やその課題・条件などは、各地域が抱く市民後見人像によって異なってくるのではないかと思います。

また、候補者となる市民後見人は、各地域の中核機関等が管理する推薦名簿から候補者が推薦されますが、その仕組みも地域独自のようです。名簿登録者の性格や職業歴などをその検討材料とされている(豊田市)他に、研修会の出席状況や各種提出物、過去に受任案件がある場合にはその報告書の提出状況なども加味して検討している地域(横須賀市)もあります。

当法人では、会員を推薦するについては、上記条件に加えて名簿登載の条件となっている研修単位取得状況や会費の未納の有無の他、個別の苦情申立ての状況等についても検討資料としています。

また、中核機関等が複数の市町村による広域連携によって運営されている地域では、後見制度利用における仕組みを共通化することで、わかりやすく円滑な活動につながっているとの報告もありました(こゆ成年後見支援センター「成年後見制度活用検討フローチャート」)。

これらの地域独自の体制は、有効的に継続されることが重要であり、そのための能力と経験を有する人材育成や組織としての経験・知見が引き継がれる仕組みが今後の課題でもあります。

4. 後見人等の柔軟な交代について

後見制度利用開始当初の課題が解決され、その後の後見事務が必ずしも専門職である必要がない場合には、市民後見人への交代を検討されることがある旨報告がありました。いわゆる「リレー方式」と言われ、全国的にも同様の事例が多いと思われます。メリットとして、市民後見人による適切な案件の受任、専門職に他の適切な案件の受任を促すことなどが挙げられています。但し、後見制度が本人中心とする制度であることから、この交代には本人や支援関係者の同意若しくは拒否のないことが要件とされます。本人と後見人との間で信頼関係が構築され、円滑な後見事務が維持されている中での交代は慎重な判断が求められるべきです。実際の交代の場面では、現後見人・後任後見人に加えて、中核機関等関係者が間に入って本人や関係者に直接説明し、無理のない交代が望まれます。また、交代については、後任後見人を追加選任し、時間をかけた上で現後見人が辞任するという方法も行われています(横須賀市)。

一方、専門職から専門職へ交代する事例もあります。現後見人の体調上の問題や本人の居所の移転などにより、後見事務を継続することに支障がある場合に交代することがあります。また、現後見人と本人や支援関係者との後見方針を共有することができないことや、信頼関係の構築が困難であるなど、一旦信頼関係が損なわれた場合には修復することが困難であることが多く、やむを得ず交代することもあります。当法人では、後見人である会員や本人・支援関係者から相談を受けた場合に対応する体制(部署や委員会等)を整えておりますが、信頼関係の問題は繊細なところでもあり、現後見人との協議も含めて事務の継続が著しく困難と判断された場合には、他の会員への交代を手配することもあります。



後見人が単独で対応することが難しいこのような事例では、第三者として客観的に対応できる法人による体制は有用であると考えています。

このような事例では、当法人が採用している、LSシステム(独自に開発・運用しているクラウドコンピュータシステム)により、会員から受任事件について定期的に報告される情報が活用できます。定型の報告内容の他に、個別に相談事項を入力し、担当部署が対応する体制を整えています。

5. 担い手の育成についての柔軟な交代について

成年後見制度の利用促進においては、担い手の育成も重要な課題の一つです。市民後見人の養成については、中核機関等により養成講座の開催や候補者名簿等の整備が進められています。

当法人においても、後見人等の受け皿として、会員のうち一定の研修単位を取得した会員は、「後見人・後見監督人候補者名簿」に登録され、家庭裁判所をはじめ行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、一般市民などから寄せられる後見人等候補者の依頼や相談、制度紹介の講師等に推薦する仕組みを整えています。

現在、候補者名簿に登録されている会員は、会員数約8,700人のうち約6,800名とおおよそ会員の8割程度です。会員が受任している件数が増加しているなかで、後見人等候補者の依頼に対応することがなかなか難しくなっている地域もあります。推薦を受ける案件は各々さまざまな特徴や問題点が内在しており、またその情報も限られています。継続的に寄せられる案件に対応できる会員にも限界があることは否めません。今後は、会員数・名簿登載者数が増加し、推薦依頼に対応できる会員を確保することが重要な課題となっています。



6. おわりに

今回のシンポジウムでは、後見人等の選任・交代と担い手の確保に焦点をあて、成年後見制度の利用促進の現状と課題について報告を受けました。

施行から23年が経過した成年後見制度が、今後も必要とされ、地域に不足なく活用されていくためには、本人を主体とした制度を利用する側、後見人等の担い手、自治体や支援関係者等関係機関、そして成年後見制度を正しく理解する社会の4者が、互いの立場や考えを共有し、目的意識だけでなくメリットを感じ、魅力を持ち得る制度であること、そしてこの4者が共存してこそ成り立つ制度であることを改めて確認しました。

一方で、制度を利用することについて時間をかけて理解し検討し決断するためには、わかりやすく、正確な情報が広く周知されることも必要です。

今、国・地方自治体・当事者団体・支援団体・学識研究者などにより成年後見制度の課題について多角的な視点で検討が重ねられています。

今回のシンポジウムをとおして、権利擁護の一つである成年後見制度、担い手である後見人についての理解が深まり、よりよい成年後見制度の利用の推進につながることを期待します。



一般社団法人日本高齢者虐待防止学会シンポジウム 高齢者虐待防止法改正を目指して

令和5(2023)年2月26日(日)オンラインにて表題のシンポジウムが開催されました。

高齢者虐待防止学会は、令和4(2022)年11月10日に、高齢者虐待防止法改正案のうちの重点項目についての申入れ書を厚生労働省に提出しましたが、本シンポジウムは、その報告と、関係団体の取組の紹介、また、それらを受けて法改正に向けた働きかけを行っていく機会とするために開催されました。

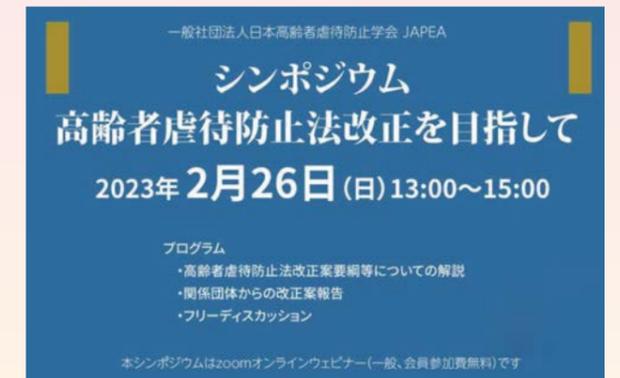
理事長の池田氏の挨拶に続き、法制度推進委員会委員長の滝沢氏、委員の岸氏による学会の申し入れについての解説、また日本弁護士連合会の意見書の紹介の後、(公社)日本社会福祉士会、日本司法書士会連合会、(公社)成年後見センター・リーガルサポートが厚生労働省への申し入れを行ったことや、その内容の報告があり、引き続き意見交換がなされました。

現状の課題については、セルフネグレクトや身体拘束を追加すること、養護者の範囲の明確化、現在養介護施設に該当しないとされている入所型施設従事者による虐待も「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象に含めること、都道府県の権限の強化と明確化などが指摘されました。

高齢者虐待防止法については、平成18(2006)年4月1日の法施行日後3年を目途にして、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるとの付則が規定されていますが、その後の改正がなされないまま今日に至っています。現状において課題となっている点を中心に、早急な法改正に向けた見直しが必要であることが再確認されました。

今後は、国会議員にもさらに現状を知っていただくための働きかけを行うことや、どのように法案を提出していくのかという点も検討が必要であるという意見も出されました。

令和4年度より、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組が始まり、その中で、権利擁護支援として権利侵害の回復支援の必要性が指摘されています。高齢者虐待の当事者の支援は喫緊の課題で、利用促進の動きの中で法改正の動きを加速させる必要があると感じました。(な)



プログラム

13:00 司会挨拶

●高齢者虐待防止法改正案要綱等についての解説

日本高齢者虐待防止学会 理事長 池田 直樹
法制度推進委員会 委員長 滝沢 香
法制度推進委員会 委員 岸 恵美子

●関係団体からの改正案報告

公益社団法人日本社会福祉士会 副会長 安藤 千晶
日本司法書士会連合会 副会長 伊見 真希
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
えひめ支部長 谷本 亜希美
副理事長 西川 浩之

●フリーディスカッション

15:00 終了

後見つれづれ草 ～保佐人になりました～

今号は、4話とも「保佐人」エピソードです。保佐開始の審判がされるのは、民法では「事理を弁識する能力が著しく不十分である者」としていますが、日常生活を送るうえでの被保佐人ご本人の“生活力”や“行動力”はかなり高く、そのため、保佐人の予想もしない事態がしばしば起こります。
※リーガルサポート会員の実話をもとにしていますが、実際の事例とは異なります。

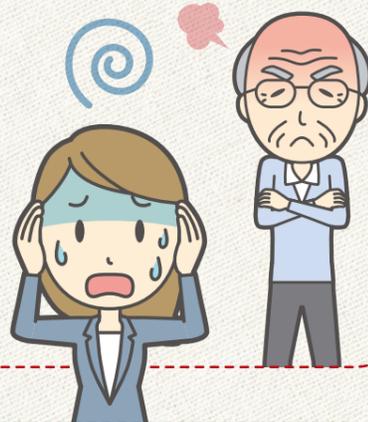
第1話 「初めての保佐人」

後見、保佐、補助の3類型では、圧倒的に後見類型が多数で、保佐や補助類型は少数ですが、今から10年以上前、初めて保佐人になりました。

マサオさん(仮名)は、本人申立ての申立書作成の段階から「年寄り相手にどうしてそんなに急がせるんだ!」と言うので少しずつ進めていたら、今度は「なぜプロに頼んだのに遅いんだ!」と怒られ、急ぐとまた怒られ、その繰り返しで、当職よりもマサオさんと相性のいい人がいるのではないかとへこたれそうでした。当時、別の被後見人の担当ケアマネジャーに、「マサオさんのことを引き受けてくださってありがとうございます。」と言われたこともあり、近辺では有名な“手強いお人”だったようです。

マサオさんから詳しく申立ての経緯等を聞き取り、3ページにわたる「申立ての事情」を作成しました。それを恐る恐るマサオさんに見せたところ、「よく書けている。」と初めて褒めてもらいました。もう10年以上も前のことですが、ものすごく嬉しかったのを覚えています。他にもっと適切な人がいたとしても、私はマサオさんの保佐人になろうと思いました。

そして当職が保佐人に就任して10日後、マサオさんは急逝されました。天涯孤独だとあんなに何度も言っていたのに、隣の町内に住む親族が見つかりました。マサオさんったら最後まで…。



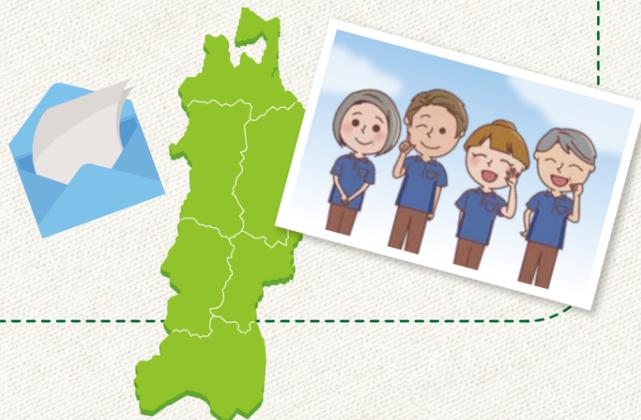
第2話 「旅行に行きたい」

自宅で一人暮らし、身寄りのないAさんの保佐人に選任されました。Aさんは会うたびに「東北旅行をしたい」と言われます。親の代からずっと関西におられ、東北地方にご縁があるというわけでもないようなのに不思議でした。

ある時、東北のボランティア団体の活動報告の手紙が届いていました。Aさんに聞くと連絡してほしいと言われます。電話をしたところ「大震災の時に、活動の役に立ててくださいと寄付をしてくださった。その後も毎年のように励ましのお手紙をいただいていたのですが、ここ2・3年連絡がなくどうしておられるのか心配していました」と言われ、しばらくして、スタッフの皆さんの写真を送っていただきました。

Aさんは、写真を見て「いつか会いに行きたいなあ」と喜んでおられました。

その後、Aさんは自宅での生活が難しくなり施設に入所することになりました。最近は旅行の話はされなくなったのですが、写真は入所の際に一緒に持って行き、今もAさんの部屋に飾られています。



第3話 「車好き? バス好き?」

とある電話の顛末

登場人物:車屋さん(K)、私(W)、ご本人(Aさん)

K「車庫証明は、自宅前の空き地で取るけどいいよね?」

W「はい? 何のお話でしょうか?」

K「先週ご契約いただいたバスの件です。Aさんからこちらへ電話するように言われました。」

W「へっ?!」

「……………」

「バス?って言いました?」

「ちなみにどんなバスなのですか?」

K「50名程度が乗れる大型バスです。」

W「あの～、ちなみになのですが、一般の方で大型バスの購入ってあるものなのですか?」

K「私も初めてです(笑)。それで、車庫証明の件ですが、ご自宅前の空き地って、市の所有らしいのですが、Aさんからは大丈夫と言われて…」

W「私、Aさんの保佐人なのですが、さすがに50人乗りのバスは買えないですね。それと、自宅前の空き地は、借りても買ってもしないの、このまま車庫証明は取れないと思いますよ?!」

K「どういうことなのでしょう? (汗)」



保佐人に就任してしばらく経った頃の話です。

近くの中古車屋さんから電話をいただいて発見しました。その当時は愚行権という考え方もあるという勉強をしたばかりだったので、少し悩みましたが、いくらなんでも50人乗りのバスを購入しようとは思いませんでした。車屋さんには事情を詳細に説明し、契約を取り消して難を逃れましたが、Aさんの望みと保佐人としての考えの乖離について考えさせられた一件でした。なお、Aさんには、丁寧に説明し最終的にご納得していただきました。



第4話 「小銭の洗礼」

初めての保佐人となる選任審判が確定して間もないのですが、早速、小銭の洗礼を受けました。といっても、小銭のシャワーを浴びたのではなく、私が小銭を洗う役でした。

認知症の症状で小銭がたまってしまうと聞いたことがあるのですが、これほどの小銭をどれだけの期間をかけてためたのかと思うほどの大量の小銭が、虫が大量発生して退去することとなった賃貸アパートから出土したということでした。

虫の死骸やフンにまみれた小銭をある程度まで漂白していただいた状態で引き継ぎを受けたのですが、まだ中には虫の残骸のようなものが出てきて、うおーとかうわーとか独り言を言いながら、賃貸アパート近くの初老のご老人が行きかう児童公園で洗い、天日で乾燥させてから、数回に分けて銀行まで運びました。

銀行では男性行員が担当して下さり、その方が以前よくいらっしゃったが、そのたびに荷物から虫が出てきたりして、他のお客様にも迷惑がかかるので困っていましたとのことでした。心配していたようでしたが、保佐人がついてよかったと思っていただけたようです。

その行員に小銭が入った缶(なぜか缶入りと瓶入りの小銭は無事でした。)を渡したところ、小銭を缶から出す手が震えて恐る恐る確認しているようでした。そこまですごかったのかと想像すると、もっと前に銀行や大家さんから専門職などに相談することはできなかったのかなと考えました。





第20回学術大会

— 成年後見法の改正に向けて —

プログラム

13:30【開会挨拶】

大貫 正男 氏 (一般社団法人日本成年後見法学会 副理事長・司法書士)

13:35【大会趣旨】

新井 誠 氏 (一般社団法人日本成年後見法学会 理事長・中央大学研究開発機構 教授・筑波大学 名誉教授)

13:40【基調報告】

1. オーストリアの成年者保護法改正

青木 仁美 氏 (桐蔭横浜大学法学部 准教授)

2. ドイツにおける成年後見法(法的世話法)の改正について

黒田 美亜紀 氏 (明治学院大学法学部 教授)

3. 法定後見制度改正提言の要点とさらに検討すべき課題

赤沼 康弘 氏 (一般社団法人日本成年後見法学会 制度改正研究委員会 委員長・弁護士)

4. 任意後見制度の改正中間提言

高橋 弘 氏 (一般社団法人日本成年後見法学会 任意後見研究委員会 委員長・司法書士)

15:40【パネルディスカッション】

【パネリスト】 清水 恵介 氏 (日本大学法学部 教授)
青木 仁美 氏、黒田 美亜紀 氏、高橋 弘 氏、赤沼 康弘 氏
【コーディネーター】 新井 誠 氏

17:45【大会総括】

富永 忠祐 氏 (第20回学術大会 実行委員長・弁護士)

17:55【閉会挨拶】

赤沼 康弘 氏 (一般社団法人日本成年後見法学会 副理事長・弁護士)
【司会】 中村 昌美 氏 (名古屋学院大学 教授)

快晴の2023(令和5)年5月27日(土)、TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで、表題の学術大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類とされてから最初の開催です。

大貫氏の挨拶により本学術大会が始まり、次に、新井氏から大会趣旨が述べられました。海外の成年後見法改正に関する報告や日本の法定後見・任意後見制度改正の提言を受けた後で生じた疑問や所感等を、今後の成年後見法改正の議論の要素としたいとのことでした。新井氏は、会場参加者にパネルディスカッション後の質疑応答への積極的な参加を呼び掛けられ、結果、質疑応答の時間では閉会時間まで活発な議論がなされました。

基調報告では、海外の成年後見法改正に関する報告として、青木氏からはオーストリア、黒田氏からはドイツについての各報告がされた後、日本の成年後見法改正提言として、赤沼氏からは法定後見制度、高橋氏からは任意後見制度についての各報告がなされました。

まず、青木氏からはオーストリアの2018(平成30)年成年者保護法について、同法改正の過程、同法の原則、制度などがスライドに沿って報告されました。その中で同法の原則として、「本人の判断能力が不十分になり、事務処理ができなくなれば、本人が事務処理を行うことができるように、

援助しなければならない」、「法定代理は、補充的手段」といった援助優先、司法省の認可を受けて活動する民間の団体である成年者保護協会の「クリアリング任務の義務化」などが報告されました。クリアリングの活動内容は、例えば、裁判所における成年者代理の任命手続きの前段階、変更または更新手続きにおける解明など、多岐にわたるものだそうです。

援助しなければならない」、「法定代理は、補充的手段」といった援助優先、司法省の認可を受けて活動する民間の団体である成年者保護協会の「クリアリング任務の義務化」などが報告されました。クリアリングの活動内容は、例えば、裁判所における成年者代理の任命手続きの前段階、変更または更新手続きにおける解明など、多岐にわたるものだそうです。



次に、黒田氏からはドイツにおける法的世話法の改正について、同法改正の沿革、利用実態、同法2023年改正のポイントなどが事前配布のレジュメに沿って報告されました。その沿革の中で、同法は1992(平成4)年世話制度の導入後、原則無償とされる世話人のコスト削減、確保、その他を目的として、1999(平成11)年、2005(平成17)年、2009(平成21)年、2019(平成31)年と改正され直近では2023年にも改正されていることが報告されました。2023年改正では、世話は本人にとって必要な範囲でのみ認められるとするなど「必要性の原則」、世話人の選任は事前配慮代理権やその他の援助では足りない場合に行われるとする「補充性の原則」、意識喪失や疾病により配偶者が健康配慮事務を処理できない状態となった場合に、6か月限定で、医的侵襲行為に対する同意や拒否、入院契約等を行うための法定代理権が他方配偶者に与えられる「健康配慮に関する配偶者間の相互代理権」、世話官庁による世話裁判所サポートの一環として、世話人の選任前や同意権留保の命令前に作成される「ソーシャルレポート」などが定められたことが報告されました。

赤沼氏からは法定後見制度改正提言の要点として、本人の判断能力により類型化した保護をするという現行制度のあり方は、本人の保護や支援にとって必要がない分野についても、保護という名目で他者に介入する権限を付与することになる、判断能力の障害を理由に、個人の権利や財産に対する必要以上の介入権限を他者に付与することは、個人の尊厳及び平等、権利制約の原則に反し、障害者権利条約に反することなどから制度の枠組みを「類型化から一元化」することが提言されたこと、「制度の対象者と必要性原則の明示」など課題が報告されました。

続く高橋氏からは任意後見制度の改正中間提言として、「家庭裁判所による任意後見監督人の選任が効力発生要件とされている点を見直し、家庭裁判所による任意後見開始の審判を効力発生要件とすべき」、「監督を行う者として、現にある社会資源を有効活用する観点から既存の機関の活用を含め、裁判所外の公的機関、又は認定若しくは指定を受けた公的機関に準ずる民間機関などの活用も検討すべき」などの提言がされました。

休憩の後、パネルディスカッションに先立って清水氏より、各国成年後見法の最近の動向として、フランス法を中心に20分ほどの報告があった後、新井氏がコーディネーターとなり、各報告者に質問する形でパネルディスカッションが行われました。

新井氏からは、オーストリアのクリアリング、ドイツのソーシャルレポートについて「同類の仕組みが日本においても存在するか」、類型から一元化といった提言について「オーストリアやドイツにはこれに類する法律規定があるのか」、任意後見制度と医療、医療行為の同意権について「オーストリアやドイツは法律で規定されているのか」といった各報告に関わる質問がされ、これらについて議論がされました。

パネルディスカッションも残り30分弱となったところで、新井氏が会場からの質問を求め、これに対し会場から、日本の裁判所の人事異動ローテーションは3から5年程度と短期であり後見制度を担う人材の確保には不足しているといった認識から「海外の後見制度を担う機関ではどのようになっているか」など複数の質問がなされました。これらは残念ながら事前に回答が用意された質問ではなかったようで、統計データなど明確な回答はありませんでしたが、会場参加者の貴重な意見がわかるものであり、活況のもとパネルディスカッションは終了しました。

大会総括では、富永氏より、基調報告、パネルディスカッション及び質疑応答の要点が述べられました。最後に赤沼氏から、コロナ禍を経て会場で活発な議論の機会を得ることができ、日本の成年後見法の改正に向けてより一層の進展に繋がったとの閉会の挨拶があり、大会は盛況の中、閉会しました。

今まではコロナ禍にてWebでの開催を余儀なくされていましたが、本学術大会は現地とWebを用いたハイブリッド開催となり、会場では熱心な議論が交わされました。なかでもパネリストへの質疑応答では、医療行為の同意権という難しい問題にも鋭い指摘や質問が交わされ、成年後見法改正に向けた会場参加者の熱気を感じ取ることが出来ました。(さ・う)





編集後記



まもなく9才を迎える我が家のトイプードルのらんちゃん。
 散歩の時間になると、私の足元につきまとい「そろそろ出発の時間ですよ」と満面の笑顔。
 ごはんの時間になると、いつもの笑顔から真顔へと変貌。「お腹がへった!」と声を出して主張します。
 寝る時間になると、私よりも先に寝室に直行。「マッサージをしてくれ」と得意げな顔で寝転んでみせます。
 先日、狂犬病の予防接種に連れて行った時のこと。
 「注射の時は痛みを感じるので、目を見て励ましてあげてください」と病院の先生。
 当然、私は「すぐ終わるよ、がんばれ!がんばれ!」と必死に応援します。
 しかし、当の本人は私には見向きもせず、看護師さんからもらうおやつに夢中…。
 クロツとした顔ですべての診察を終えるのでした。
 司法書士として後見業務はやりがいがありますが、時には大変なこともあります。
 しかし、私が元気に業務をこなせるのは、紛れもなく、のんきな彼女のおかげです。
 (み)



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート〇〇支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-54-3312
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-248-8860 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526
- 本部(東京) 03-3359-0541 HP



編集・発行 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 https://www.legal-support.or.jp

リーガルサポート

検索

